

# 神戸大学大学院国際協力研究科

## 「博士論文提出資格試験・審査」実施細則

神戸大学大学院国際協力研究科規則第 29 条に規定する博士論文提出資格審査について、以下のとおり定める。

### I 博士（経済学）の場合

#### 1. 資格試験の内容は次のとおりとする。

##### 1) 科目試験

試験科目は、「開発ミクロ経済学」と「開発マクロ経済学」の 2 科目とする。試験問題は日本語及び英語の両方、又は日本語若しくは英語の一方で出題する。英語で解答することもできる。

「開発ミクロ経済学」と「開発マクロ経済学」の 2 科目に合格すること。ただし、以下のとおり読替措置を実施する。

- ① 国際協力研究科（以下「本研究科」という。）博士課程前期課程（以下「前期課程」という。）在学中又は本研究科博士課程後期課程（以下「後期課程」という。）に入学・進学後に、英語コース開講の「Microeconomics」を履修し「秀(S)」を取得した者は「開発ミクロ経済学」を、英語コース開講の「Macroeconomics」を履修し「秀(S)」を取得した者は「開発マクロ経済学」を、それぞれ「合格」として読み替え、免除することができる。  
なお、前期課程在学中に上記開講科目を修得済みで「優(A)」、「良(B)」又は「可(C)」を取得している場合であっても、後期課程に入学・進学後に同一科目を再度履修することは可能とする。
- ② 2006 年度以前の前期課程入学者については、前期課程在学中の修得済み科目による読替は行わない。
- ③ 本学他の大学院研究科・他大学の大学院研究科で①と同等の科目を同等の成績で既に取得している者は、教授会の議を経て免除することができる。
- ④ 上記①において、2007～2010 年度の前期課程入学者については、読替対象科目を履修し「優(A)」かつ評価点「秀(S)」相当を取得した者は、それぞれ「秀(S)」を取得した者として扱う。評価点が「秀(S)」相当であるかどうかについては、所定様式により教務係窓口で照会すること。

資格試験、開講科目対応表

資格試験	2011 年度以降	2007～2010 年度
開発ミクロ 経済学 合格	Microeconomics 秀(S)	Microeconomics 優(A) かつ 「秀(S)」相当
開発マクロ 経済学 合格	Macroeconomics 秀(S)	Macroeconomics 優(A) かつ 「秀(S)」相当

## 2. 試験時期

年2回。在学中であれば、どの時点でも受験可能である。申請期限が休日の場合は、その次の業務日とする。

5月第3水曜日（受験申請期間 4月1日～10日）

11月第3水曜日（受験申請期間 10月1日～10日）

## 3. 受験回数

受験回数は制限しない。

## II 博士（学術[経済学系]）の場合

### 1. 資格試験の内容は次のとおりとする。

#### 1) 科目試験

試験科目は、「開発ミクロ経済学」、「開発マクロ経済学」、「開発経済論」の3科目とする。試験問題は日本語及び英語の両方、又は日本語若しくは英語の一方で出題する。英語で解答することもできる。

「開発ミクロ経済学」、「開発マクロ経済学」、「開発経済論」のいずれか2科目に合格すること。

- ① 前期課程在学中又は後期課程に入学・進学後に英語コース開講の「Microeconomics」を履修し「秀(S)」又は「優(A)」を取得した者は「開発ミクロ経済学」を、英語コース開講の「Macroeconomics」を履修し「秀(S)」又は「優(A)」を取得した者は「開発マクロ経済学」を、英語コース開講の「Economic development studies」を履修し「秀(S)」又は「優(A)」を取得した者は「開発経済論」を、それぞれ「合格」として読み替え、免除することができる。

なお、前期課程在学中に上記開講科目を修得済みで「良(B)」又は「可(C)」を取得している場合であっても、後期課程に入学・進学後に同一科目を再度履修することは可能とする。

- ② 2006年度以前の前期課程入学者については、前期課程在学中の修得済み科目による読替は行わない。
- ③ 本学他の大学院研究科・他大学の大学院研究科で①と同等の科目を同等の成績で既に取得している者は、教授会の議を経て免除することができる。

#### 資格試験、開講科目対応表

資格試験	2007年度以降
開発ミクロ経済学 合格	Microeconomics 秀(S)又は優(A)
開発マクロ経済学 合格	Macroeconomics 秀(S)又は優(A)
開発経済論 合格	Economic development studies 秀(S)又は優(A)

## 2. 試験実施日

年2回。在学中であれば、どの時点でも受験可能である。申請期限が休日の場合は、その次の業務日とする。

5月第3水曜日（受験申請期間 4月1日～10日）

11月第3水曜日（受験申請期間 10月1日～10日）

## 3. 受験回数

受験回数は制限しない。

# Ⅲ 博士（法学、政治学、又は学術[非経済学系]）の場合

## 1. 資格審査の目的と方法

- 1) 資格審査は、原則として、2. の手続きに従って行われる。これによって、テーマの関連分野に関する理解、論文の構想の充実度、及び論文作成の準備程度を判定する。
- 2) 資格審査は、3. の要領で作成された論文（以下、「資格審査論文」という。）及び口述試験によって行う。ただし、2. の2)により設置される審査委員会が必要と認める場合には、筆記試験を課すことができる。この場合、審査委員会は、筆記試験のための課題文献リストを学生に通知する。

## 2. 資格審査手続き

- 1) 資格審査論文の課題（以下、「論文課題」という。）は、学生がこれを決定し、指導教員の承認を得なければならない。この承認を受けた学生は、原則として後期課程入学・進学後、半年から1年半のうちに、資格審査論文、論文概要（それぞれ3部）とともに博士論文提出資格審査受験申請書（以下、「受験申請書」という。）を教務係に提出する。
- 2) 受験申請書の提出を受けて、教授会においてすみやかに審査委員会を設置する。審査委員会は主査となる指導教員を含む3人で構成され、資格審査論文の審査と口述試験を行う。審査委員会には、少なくとも2人以上の本研究科に配置された教員が参加する。
- 3) 口述試験は、受験申請書が提出された後、2か月以内に行われるものとする。口述試験の日程は、審査委員会が決定する。
- 4) 資格審査の可否は、審査委員会の意見を受けて、教授会の議を経て決定する。
- 5) 資格審査の不合格者は、指導教員の指導のもとに、資格審査論文を再提出することができる。論文課題を変更する場合は、受験申請書を再提出しなければならない。

## 3. 資格審査論文及び論文概要

- 1) 指導教員は、資格審査論文が博士論文の全体構造を示すものとなるか、又は博士論文の構成部分となることを考慮しつつ、論文課題を決定する。
- 2) 資格審査論文の分量は、日本語では、本文25,000～30,000字程度、英語では、本文7,000～10,000語程度とする。また、論文概要の分量は、指導教員の指導のもとに決定する。これらの様式は、日本語ではA4用紙40字×30行、英語では12ポイント、27行とする。

## 附 則

- 1 この実施細則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 この実施細則施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

**附 則**

この実施細則は、2015年4月1日から施行する。

**附 則**

この実施細則は、2016年10月1日から施行する。

**附 則**

この実施細則は、2018年4月1日から施行し、2018年度以降に本研究科後期課程に入学・進学する学生に適用する。前期課程の入学年度は問わない。

**附 則**

- 1 この実施細則は、2018年10月1日から施行し、改正後のⅠ、Ⅱについては、2018年度以降に本研究科後期課程に入学・進学する学生に適用する。前期課程の入学年度は問わない。改正後のⅢについては、この実施細則施行時点で在籍している全ての本研究科後期課程学生（開発政策特別コース学生を含む）に適用する。
- 2 「神戸大学大学院国際協力研究科博士課程後期課程開発政策特別コース『博士論文提出資格審査』実施細則」は、2018年9月30日をもって廃止する。

**附 則**

この実施細則は、2024年4月1日から施行する。

**附 則**

この実施細則は、2025年4月1日から施行する。